

子ども・子育て支援新制度における子育て支援員について

【趣旨】

- 子ども・子育て支援新制度において実施された小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童健全育成、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要となっています。
- このため、平成 27 年度から、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る制度が導入されました。

【「子育て支援員」とは】

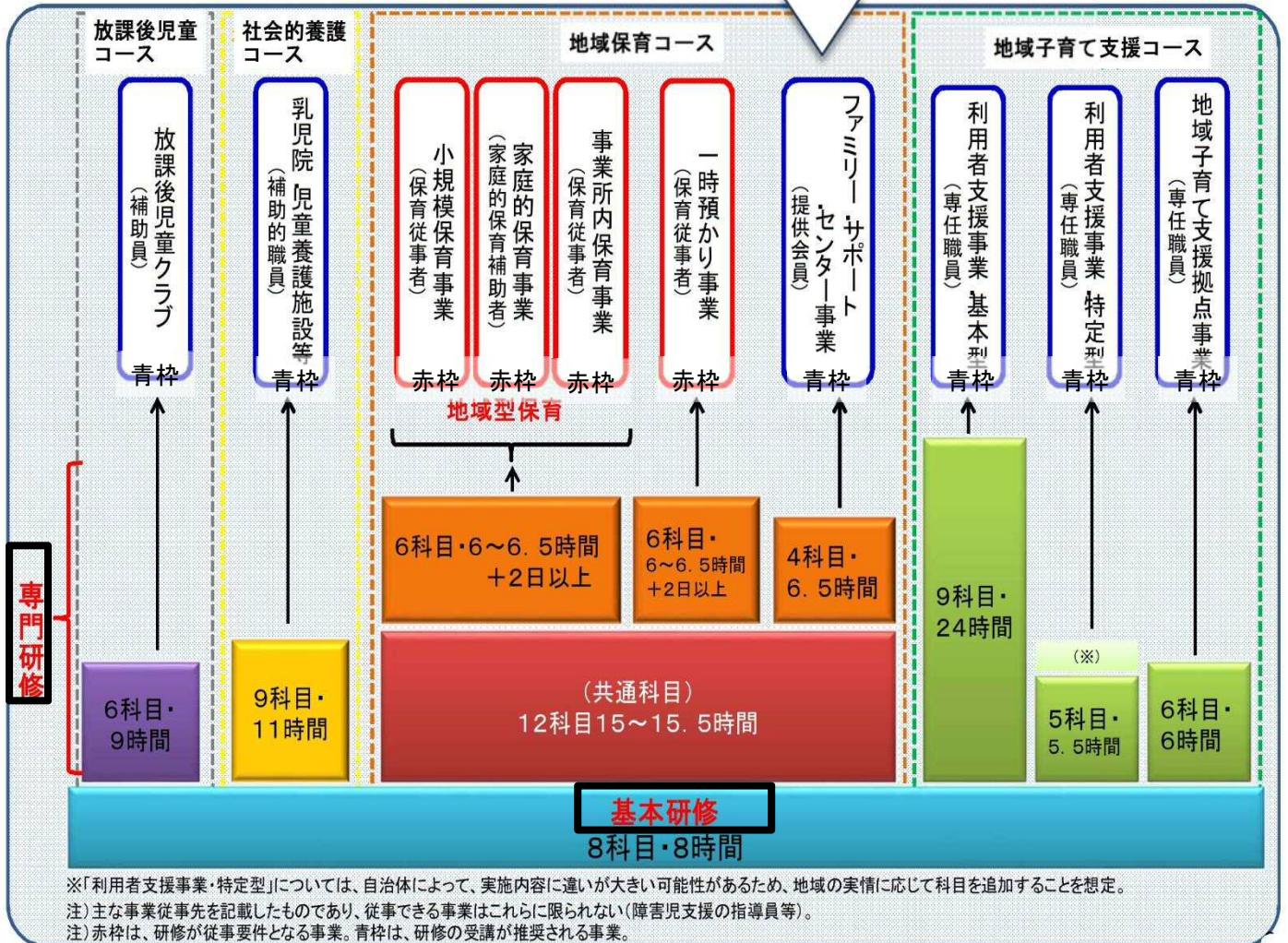
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者。
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体(都道府県、市町村)が認定。全国で通用。



小規模保育等の保育分野や放課後児童健全育成、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

【子育て支援員研修体系】

本市においては「ふれあい子育てサポート事業」としており、現在、子育てヘルパー会員になるための研修を12時間程度実施。



実施にあたって県下で調整中